額の十二分の一に相当する額及び平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下」と、同条第四項中「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

4　平成二十三年度及び平成二十四年度において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第二十一条の二第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同条第三項中「及び病床転換支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。）、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下」と、同条第四項中「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金相当額」とする。

5　平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同条第三項中「調整対象基準額及び」とあるのは「調整対象基準額並びに」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「調整対象基準額及び」とあるのは「後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金相当額」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

5　平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同条第三項中「調整対象基準額及び」とあるのは「調整対象基準額並びに」と、「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び老人保健医療費拠出金相当額」とする。

附則第十一条に次の三項を加える。

5　第一項の規定は、平成二十四年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「」附則第九条第一項」とあるのは「」附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定は、平成二十五年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法」とあるのは、「附則第九条第六項の規定により読み替えられた国民健康保険法」と読み替えるものとする。

7　第一項の規定は、平成二十六年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法」とあるのは、「附則第九条第七項において準用する同条第六項の規定により読み替えられた国民健康保険法」と読み替えるものとする。

附則第十二条第二項中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3　平成二十五年度及び平成二十六年度において、船員保険法附則第七条の規定により読み替えられた同法第百十二条、第百十四条及び第百二十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十二条第二項	及び	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）附則第三十二条第三項の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び
第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号	及び	、老人保健拠出金及び
第百二十一条第十項	附則第七条	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第十二条第三項

附則第十三条から第十六条までの規定中「平成二十三年度まで」を「平成二十六年度まで」に改める。

附則第十九条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、新健保令附則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十九条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。